

### 【新設】（新增設の範囲）

42の11の2-2 措置法第42条の11の2第1項の規定の適用上、次に掲げる特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。以下同じ。）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）についても特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設に該当するものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした特定地域経済牽引事業施設等
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために特定地域経済牽引事業施設等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該特定地域経済牽引事業施設等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの

### 【解説】

- 1 本通達は、措置法第42条の11の2の規定の適用がある特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設に該当するかどうかの判定が難しいケースを例示し、いずれも同条の規定の適用がある特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設に該当することを明らかにしている。
- 2 (1)は、既存設備が災害により滅失又は損壊した場合にその代替設備として取得等された特定地域経済牽引事業施設等については、本制度が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に資する投資促進のための措置であることからすると、設備の新設又は増設として認めることが相当であると考えられることから、常に新設又は増設に係るものとして同条の規定の適用を受けることができることとしたものである。  
なお、このような場合には、その代替設備の取得に関し、保険金等により取得した代替資産の圧縮記帳（法47）の適用を受けることが考えられるが、法人税法に規定する圧縮記帳と本制度とは重複して適用を受けることができる。したがって、本制度の適用に関し、その圧縮記帳の適用の有無は特に問題にならないが、本制度による特別償却限度額の計算の基礎となる特定地域経済牽引事業施設等の取得価額は、圧縮記帳後の金額によることになる（措通42の11の2-1参照）。
- 3 (2)は、既存設備の取替え又は更新のために特定地域経済牽引事業施設等の取得等をした場合には、原則として本制度による特別償却の適用がないのであるが、一般的に取替え又は更新に際しては、それに併せて特定地域経済牽引事業施設等の処理能力等の増加が図られることがあるので、その取替え又は更新により処理能力等が従前に比して相当程度以上増加した場合には、当該取替え又は更新により取得した特定地域経済牽引事業施設等のうちその処理能力等が増加した部分に係るものについては、措置法第42条の11の2第1項の特別償却の適用上、新設又は増設に当たるものとして差し支えないこととしたものである。  
この場合の相当程度以上の処理能力等の増加の判断については、従前に比しておおむね処理能力等が30%以上増加した場合がこれに当たるものとして取り扱うこととしているが、これは、一般的な取替え又は更新においても、特定地域経済牽引事業施設等自体の性能向上があるため、自動的にある程度の処理能力等の増加をもたらすのはごく普通のことである

から、相当程度以上という限りは、少なくともおおむね 30%以上の処理能力等の増加がなければ、措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項の新設又は増設が行われたとはいえないであろうという趣旨である。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 14 の 3－2）を定めている。